

福岡県公報

令和6年4月9日
第 486 号

目次

告 示 (第224号 - 第228号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく
区域指定について (都市計画課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2

公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 3
- 意見募集の結果の公示 (こども福祉課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 意見募集の結果の公示 (行財政支援課) 4
- 意見募集の結果の公示 (河川整備課) 4
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 5
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5

- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 6
- 板櫃川水系に係る河川整備基本方針 (河川整備課) 6
- 落札者等の公示 (文化振興課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7

選挙管理委員会

- 令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正 (行財政支援課) 7

公安委員会

- 運転免許取得者等教育の認定 (警察本部運転免許試験課) 7
- 少年指導委員の委嘱について (警察本部少年課) 7

再 掲

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) 10

告 示

福岡県告示第224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年4月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	稲 童 新田原 停車場 線	行橋市大字稲童2517番1先から 行橋市大字稲童2559番1先まで

福岡県告示第225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方屋線	前	遠賀郡遠賀町大字老良517番先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1339番1先まで	14.9 ～ 20.6	253.0
			後	遠賀郡遠賀町大字老良517番先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1339番1先まで	15.9 ～ 30.5	253.0

福岡県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年4月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方屋線	遠賀郡遠賀町大字老良517番先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1339番1先まで

福岡県告示第227号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定した土地の区域の名称
小郡市干潟・立石地区
- 指定した土地の区域
小郡市干潟、吹上、井上及び山隈の各一部

福岡県告示第228号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字向原2643、2666、2667の1
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向原2643・2666・2667の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和6年3月6日北九州市告示74号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和6年3月6日北九州市告示75号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和6年3月6日北九州市告示第76号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画防火及び準防火地域の変更（令和6年3月6日北九州市告示第77号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和6年4月10日から令和6年4月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
福岡広域都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
糸島市池田、高田、高田一丁目及び高田五丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部改正案について、令和6年2月20日から令和6年3月21日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり、令和6年3月29日に公布しました。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福祉労働部こども福祉課こども福祉係

電話：092-643-3256

メールアドレス：kodomofukushi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和6年4月10日から同年4月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
福岡広域都市計画道路
3・4・11-6号 篠原前原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
糸島市前原南一丁目、前原駅南三丁目、前原中央一丁目及び前原中央二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
糸島市建設都市部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩小富士字相川1260番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原北四丁目3番22号（102）
田島 千優、田島 凌馬

公告

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部改正案について、令和6年2月16日から令和6年3月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年4月9日に公布しました。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係

電話：092-643-3072

メールアドレス：juki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則案について、令和6年2月16日から令和6年3月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和6年4月9日に公布しました。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

県土整備部河川整備課流域治水担当

電話：092-643-3691

メールアドレス：kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社安川電機	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	令和6年3月28日	令和9年3月27日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
令和6年度漁業取締船「しんぶう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油
231,000リットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和6年3月27日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
筑協商事株式会社

(2) 住所

久留米市山崎市ノ上町6番36号

- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
28,078,050円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年2月9日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年3月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオン小郡ショッピングセンター
 - 所在地 小郡市大保字弓場110
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
A棟北側	112	A棟北側	112

A棟北側	44	A棟北側	44
A棟西側	58	A棟西側	58
A棟南側	207	A棟南側	207
B棟北側	45	B棟北側	45
-	-	C棟西側	10
合計	466	合計	476

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
5	建物敷地北側、西側及び南側	5	建物敷地北側、西側及び南東側

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	令和4年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	西区愛宕四丁目の一部	令和6年3月28日
小郡市	令和4年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢の一部	令和6年3月28日
田川郡糸田町	令和3年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	真岡・旭ヶ丘・西部の各一部	令和6年3月28日
田川郡大任町	令和3年度から令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大行事の一部	令和6年3月28日

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「板櫃川水系河川整備

基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県北九州県土整備事務所に据え置く。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
九州国立博物館清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県立アジア文化交流センター
 - 所在地
太宰府市石坂四丁目7番2号
- 落札者を決定した日
令和6年3月8日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社西日本クリーン
 - 住所
筑紫野市大字俗明院43番地
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
29,150,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

令和5年12月22日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の変更（令和6年2月7日北九州市告示第44号）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、同法第192条第1項の規定に基づき公表した令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和5年9月福岡県選挙管理委員会告示第82号）の一部を、次のとおり改める。

令和6年4月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、川上多恵の項を次のとおり改める。

No.3

候補者氏名	川上 多恵	所属党派	公明党	出納責任者氏名	上野 美保子
第1回報告分	期間	令和5年2月6日から令和5年4月13日まで		報告書受理年月日	令和5年4月19日

収入	支出	
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	人件費	
公明党ふくおか総支部	1,028,581円	0円
	家賃	1,166,237円
	(選挙事務所費 (集会場費	1,166,237円)
	通信費	0円)
	交通費	14,677円
	印刷費	45,300円
	広告費	791,336円
	文具費	299,475円
	食糧費	5,172円
その他の寄附	休泊費	130,116円
その他の収入	雑費	0円
		29,719円

今回計	1,908,581円	今回計	2,482,032円
前回計	0円	前回計	0円
総計	1,908,581円	総計	2,482,032円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	119,840円
	ポスターの作成	522,501円
	計	642,341円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第81号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月9日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
有限会社古賀自動車学校 福岡県古賀市千鳥5-4-5 阿部 長夫	宗像自動車学校 福岡県宗像市池田1732	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和6年 4月1日

福岡県公安委員会告示第83号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を令和6年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

令和6年4月9日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
千葉 由美子		
泰松 雅子		
三河尻 恵美子		

江頭 克代	092-734-0110 中央警察署 (生活安全係)	中央警察署の管轄区域
武内 貫通		
永吉 眞治		
早川 英一		
松尾 和幸		
赤荻 博司		
石本 学		
遠藤 正雄		
三井 成隆		
松井 正博		
伊藤 良平	092-412-0110 博多警察署 (生活安全係)	博多警察署の管轄区域
木室 晴美		
田崎 正文		
柴山 光男		
梅津 信幸		
堀 武志		
竹本 良子		
大庭 宗一		
児玉 悦喜		
大穂 義昭		
赤根 美也子	092-643-0110 東警察署 (生活安全係)	東警察署の管轄区域
野口 清幸		
山本 美也子		
松尾 隆憲		
小林 志信		

倉光 敏夫	092-847-0110 早良警察署 (生活安全係)	早良警察署の管轄区域
嶋田 満宣		
吉岡 慶祐		
山部 兼一	092-801-0110 城南警察署 (生活安全係)	城南警察署の管轄区域
戸川 麻里子		
濱地 義和	092-805-6110 西警察署 (生活安全係)	西警察署の管轄区域
矢野 鉄也		
富永 孝文		
早瀬 秀樹	092-542-0110 南警察署 (生活安全係)	南警察署の管轄区域
安藤 拓也		
中村 香		
吉原 加代子	0940-36-0110 宗像警察署 (生活安全係)	宗像警察署の管轄区域
廣田 道則		
立石 長敏		
吉塚 孝司	0946-22-0110 朝倉警察署 (生活安全係)	朝倉警察署の管轄区域
北嶋 勝春		
永野 明	092-580-0110 春日警察署 (生活安全係)	春日警察署の管轄区域
澁田 秀美		
杉浦 しのぶ		
伊藤 絹子	092-929-0110 筑紫野警察署 (生活安全係)	筑紫野警察署の管轄区域
白石 卓也		
木原 裕和		
水野 和美		
甲斐 弘俊		

鈴木 文男	092-323-0110 糸島警察署（生活安全係）	糸島警察署の管轄区域
幸田 吉史		
吉住 武晴		
平井 康夫	092-939-0110 粕屋警察署（生活安全係）	粕屋警察署の管轄区域
三輪 哲夫		
藤好 哲也		
合屋 弘子		
村山 八重子		
松永 徳芳		
石川 隆則	093-861-0110 戸畑警察署（生活安全係）	戸畑警察署の管轄区域
水場 茂幸		
深町 通雄		
首藤 博志	093-691-0110 折尾警察署（生活安全係）	折尾警察署の管轄区域
山本 敏明		
出口 敏光		
堀田 克也		
熊谷 正則		
和田 博之		
馬渡 壽美雄	093-662-0110 八幡東警察署（生活安全係）	八幡東警察署の管轄区域
井上 富夫		
原田 征四郎		
音藤 英博		
坂口 勝海		
入門 泰男		

窪田 雅裕	093-583-0110 小倉北警察署（生活安全係）	小倉北警察署の管轄区域
丸山 智明		
菊田 年幸		
多根 ヒロ子		
川上 政勝	093-321-0110 門司警察署（生活安全係）	門司警察署の管轄区域
中川 栄		
見田 晋介		
井出 琢也		
吉田 則雄		
猪山 功		
村上 尚子	093-923-0110 小倉南警察署（生活安全係）	小倉南警察署の管轄区域
猿渡 一正		
五十嵐 敏樹		
野口 晃司	093-645-0110 八幡西警察署（生活安全係）	八幡西警察署の管轄区域
鶴田 幸弘		
出口 雅彦		
古田 稔		
木原 光康		
井上 幸治		
荒牧 則幸		
高濱 烈夫	0930-24-5110 行橋警察署（生活安全係）	行橋警察署の管轄区域
木本 充紀		
林 龍平		
城戸 応昌		

永島 教生	0979-82-0110 豊前警察署（生活安全係）	豊前警察署の管轄区域
村口 立巳		
豊崎 能利雄	0949-22-0110 直方警察署（生活安全係）	直方警察署の管轄区域
的野 弘明		
萩野 龍男	0948-21-0110 飯塚警察署（生活安全係）	飯塚警察署の管轄区域
鈴木 良一	0947-42-0110 田川警察署（生活安全係）	田川警察署の管轄区域
佐中 宗孝		
菅沼 良一		
小野 秀雄		
井上 領平		
牧野 瑞代		
吉貝 卓	0942-38-0110 久留米警察署（生活安全係）	久留米警察署の管轄区域
荒巻 栄一		
鶴田 敏之		
飯田 記子		
古賀 久実雄		
矢野 彰		
角 和憲		
米倉 達雄	0942-73-0110 小郡警察署（生活安全係）	小郡警察署の管轄区域
志賀 雄一		
久保 正義	0943-76-5110 うきは警察署（生活安全係）	うきは警察署の管轄区域
金子 功		
山下 悦男		

大塚 光美	0943-22-5110 八女警察署（生活安全係）	八女警察署の管轄区域
野田 隆一		
成清 勉	0942-52-0110 筑後警察署（生活安全係）	筑後警察署の管轄区域
原口 豊		
柿添 久光		
村石 洋	0944-74-0110 柳川警察署（生活安全係）	柳川警察署の管轄区域
田中 亮次		
武藤 勝博	0944-43-0110 大牟田警察署（生活安全係）	大牟田警察署の管轄区域
松岡 哲二		
蓮尾 義明		

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第82号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく審査基準及び処分基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和6年3月29日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）等の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和6年4月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。